

○ 課徴金の額の計算方法について

1. 別表1の違反行為に係る課徴金の額の計算の基礎は以下のとおりである。

- (1) 金融商品取引法第174条の3第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

イ. 当該違反行為の開始時における当該違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券についての当該違反者の買付等数量が売付等数量を超える場合、当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の当該違反行為中の価格から当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の当該違反行為後の価格を控除した額に当該超える数量を乗じて得た額

の合計額として算定。

- (2) 上記(1)で算定された課徴金の額につき、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算定。

2. 別表1に掲げる大盛工業株式に係る取引

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、当該違反行為期間中に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量486,400株に、金融商品取引法施行令第33条の14の8第5項の規定により、当該違反行為に係るものとみなされる、違反行為が終了した日から1月以内に違反者が自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量82,000株^{※1}を加えた568,400株であり、

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、当該違反行為期間中に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量915,600株に、同項の規定により、当該違反行為に係るものとみなされる、違反行為が終了した日から1月以内に違反者が自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量0株^{※1}を加えた915,600株であり、

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量568,400株と自己の計算による買付け等の数量915,600株のうち、いずれか少ない数量568,400株を超える数量347,200株に係るものは、金融商品取引法施行令第33条の14の8第6項の規定により、違反行為に係るものに該当しないものとみなすことから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買数量568,400株に係るものについて、自己の計算による有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：109,783,220円)

－（有価証券の買付け等の価額：107,681,300円）
＝2,101,920円

※違反行為に係る売付け等の価額及び買付け等の価額の詳細については、別表2を参照。

及び

イ. 当該違反行為の開始時における買付等数量346,900株が売付等数量0株を超えていることから、当該有価証券の売付け等の当該違反行為中の価格191.35円^{注2}から当該有価証券の売付け等の当該違反行為後の価格190.82円^{注3}を控除した額に当該超える数量346,900株（買付等数量346,900株－売付等数量0株）を乗じて得た額

$$(191.35\text{円} - 190.82\text{円}) \times 346,900\text{株} = 182,737.97\text{円}^{\text{注4}}$$

の合計額2,284,657.97円となる。

（注1）違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等及び買付け等に関しては、違反行為が終了した日から一月以内に違反者が当該違反行為に係る上場金融商品等について自己の計算において行った有価証券の売付け等（当該有価証券の売付け等の数量及び当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を合計して得た数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量を超える場合には、当該超える数量に係るものを除く。）又は有価証券の買付け等（当該有価証券の買付け等の数量及び当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量を合計して得た数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える場合には、当該超える数量に係るものを除く。）は、当該違反行為に係るものとみなす。（金融商品取引法施行令第33条の14の8第5項）

（注2）違反行為の開始時から終了時までの間の各日において、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最終の価格のうち、最も高いものの合計額を当該最終の価格が公表された日の数で除して得た額（金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の18第2項）

（注3）違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日において、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最終の価格のうち、最も高いものの合計額を当該最終の価格が公表された日の数で除して得た額（金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の18第1項）

（注4）（注2）、（注3）及び（注4）における実際の計算は端数処理を行っていないが、表示上は小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとしているため、表示上の数字を用いて計算した結果と差異が生じる。

(2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、2,280,000円となる。